

光市行政手続きガイド

出生したときの主な手続き

主な手続き:

1ページ

- 母子健康手帳
- 出生届
- 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の手続きについては、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

2ページ

- 子ども手当
中学校卒業までのお子様を養育する親等に支給します。所得による制限はありません。
- 乳幼児医療費助成制度
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭医療費助成制度

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所で手続きができます。

注: ①～④は本庁1階の窓口番号です。

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
(妊娠した時)		
1 妊娠の届出 母子健康手帳の受領	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関発行の「妊娠届出書」 	あいばーく光 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
(出生した時)		
2 出生届 ⊕ 出産した日から14日以内にお手続きください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届 ● 届出人の印鑑(朱肉使用) ● 母子健康手帳 	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320 * 土日祝日・夜間は1階当直室
3 国民健康保険 ・出産育児一時金の申請 ※医療機関等で直接支払制度(国民健康保険から医療機関へ直接支払う制度)を利用し、出産費用が支給額(42万円)を上回った場合、手続きは不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑(朱肉使用) ● 保険証(国民健康保険被保険者証) ● 直接支払制度に係る合意文書(通常、医療機関で受け取ります) ● 医療機関発行の請求明細書 ● 世帯主名義の通帳 	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295
4 国民健康保険 ⊕ ・お子様の国民健康保険の加入 出産した日から14日以内にお手続きください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑(朱肉使用) ● 保険証(国民健康保険被保険者証) ※出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
 また、本ガイドに関するご意見等については、本庁2階の行政改革推進室(☎0833-72-1400内線228)までお寄せください。

光市役所	本庁	〒743-8501	山口県光市中央6丁目1-1	☎0833-72-1400
総合福祉センター	あいばーく光	〒743-0011	山口県光市光井2丁目2-1	☎0833-74-3000
	教育委員会	〒743-0011	山口県光市光井9丁目18-3	☎0833-74-3600
	大和支所	〒743-0193	山口県光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局		〒743-0063	山口県光市島田1丁目17-1	☎0833-71-0700

